



定期保険及び第三分野に係る保険料の 取り扱い等に対するパブリックコメント

UHY Tax ニュースレター / 2019年5月

4月11日、国税庁から定期保険に関するパブリックコメントが下記の内容で出された。

個別通達の発遺後相当年月が経過し、保険会社の商品設計の多様化や長寿化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化がみられること、類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取り扱いに差異が生じていること、前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること、第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったことから、各保険商品の実態を確認して、その実態に応じた取扱いになるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一するものである。

1. 制限定期保険及び第三分野保険(定期保険等)の 保険料に関する原則的な取扱い

従来の定期保険の取扱いに第三分野保険の取扱いを加え、保険料に含まれる前払部分の保険料が相当多額と認められる場合を除き、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

2. 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保 険料が含まれる場合の取扱い

法人が、自己を契約者とし、役員または使用人を被保険者とする保健期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合は、最高解約返戻率に応じて損金の額に算入する。

(1) 最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合

保険期間の開始から保険期間の100分の40に相当する期間(資産計上期間)は、当期分の支払保険料の額に、100分の40を乗じて計算した額を資産計上し、残額は損金の額に算入する。資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金算入するとともに、資産計上した額は、保険期間の100分の75に相当する期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に参入する。

(2) 最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合

保険期間の開始から保険期間の100分の40に相当する期間(資産計上期間)は、当期分の支払保険料の額に、100分の60を乗じて計算した額を資産計上し、残額は損金の額に算入する。資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金算入するとともに、資産計上した額は、保険期間の100分の75に相当する期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(3) 最高解約返戻率が85%超となる場合

保険期間の開始から最高解約返戻率となる期間の終了まで(資産計上期間)においては、支払保険料のうち、その金額に最高解約返戻率の100分の70(保険期間開始から10年を経過するまでは100分の90)を乗じた額を資産計上し、残額は損金の額に算入する。資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金算入するとともに、資産計上した額は、解約返戻金相当額が最も高い金額となる期

間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金算入する。

3. 個別通達の廃止

- ・「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」(H20. 2. 28 付課法 2-3)
- ・「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」(S54. 6. 8 付直審 4-18)
- ・「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」(H元. 12. 16 付直審 4-52、直審 3-77)
- ・「法人契約の『がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)』の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」(H13. 8. 10 付課審 4-100)
- ・「法人が支払う『がん保険』(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」(H24. 7. 27 付課法 2-5、課審 5-6)

注目されていた適用時期については、「平成 30 年〇月〇日(改正通達の発遣日)以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用します。」という案になっておりこのままの内容で決まれば過去の契約に遡及しないこととなっている。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

